

香川県の事業者の皆様へ

売上の減少、雇用の維持、資金繰りでお困りの相談は

新型コロナウイルス関連経営相談窓口 ((公財)かがわ産業支援財団内)

☎ **087-840-0391** (平日8:30~17:15)

新型コロナウイルス感染症は私たちの社会経済や事業活動に大きな影響を与えています。

売上の減少などにより、事業の継続や雇用の維持などでお困りの皆さまへの支援を実施しています。

2020年7月30日現在

給付金・助成金

売上が半分以下	持続化給付金	法人 上限 200 万円 個人事業者 上限 100 万円 売上が前年同月比50%以上減少(1月~12月のどの月でも)した事業者に給付金を支給します。	持続化給付金 コールセンター ☎ 0120-115-570 (8:30~19:00)
	香川県 持続化応援給付金 NEW	法人・個人事業者 20 万円 国の持続化給付金の支給を受けた中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等に、上乗せで、県から応援給付金を支給します。	県持続化応援給付金 コールセンター ☎ 087-832-3881 (平日9:00~17:00)
家賃負担を軽減したい	家賃支援給付金 NEW	法人 最大 600 万円 上限100万円/月 6か月分 個人事業者 最大 300 万円 上限50万円/月 6か月分 令和2年5月~12月の売上高について、 ・いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少 または ・連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少した事業者に給付金を支給します。	家賃支援給付金 コールセンター ☎ 0120-653-930 (8:30~19:00)
	香川県 家賃応援給付金 NEW	法人 最大 60 万円 国の給付金額の原則1/10 個人事業者 最大 37.5 万円 国の給付金額の原則1/8 国の家賃支援給付金の支給を受けた中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等に、上乗せで、県から応援給付金を支給します。	県家賃応援給付金 コールセンター ☎ 087-832-3800 (平日9:00~17:00)
雇用を維持できない	雇用調整助成金	最大 10 割 一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部(一定の要件を満たす場合は全部)を助成します。	雇用調整助成金 コールセンター ☎ 0120-60-3999 (9:00~21:00) 香川労働局助成金センター ☎ 087-811-8929
	香川県 緊急雇用維持助成金	一時休業により国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主に対して県独自の助成を行います。 香川県では、雇用調整助成金の支給申請手続きの支援等を行うため、社会保険労務士による相談窓口を設置しています。(12月22日までの火曜、木曜。要予約 ☎087-832-3880)	県緊急雇用維持助成金 申請・相談窓口 ☎ 087-832-3880 (平日9:00~17:00)
子の世話で従業員が休業	小学校休業等対応助成金	臨時休業などをした小学校等に通う子どもなどの世話が必要となった従業員に対し、特別休暇(年次有給休暇でない有給休暇)を取得させた事業主に対して助成金を支給します。 1日あたり上限 15,000円/人に拡大	学校等休業助成金・支援金等 コールセンター ☎ 0120-60-3999 (9:00~21:00)
子の世話で休業 個人で仕事をする方向け	小学校休業等対応支援金	臨時休業などをした小学校等に通う子どもなどの世話が必要となり契約した仕事ができなくなった「個人で仕事をする保護者」に対して支援金を支給します。 1日あたり 7,500円(定額)/人に拡大	
妊娠中の女性労働者が休業	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援コース ・助成金	医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除く)を9月30日までに整備・周知し、5月7日~令和3年1月31日までの間に、当該休暇を5日以上取得させた事業主に対して助成金を支給します。 対象労働者1人あたり 有給休暇計5日以上20日未満 25 万円 (以降20日ごとに15万円加算、上限100万円) ※1事業所当たり20人まで	香川労働局 雇用環境・均等室 ☎ 087-811-8924 (平日9:30~17:00)

給付金・助成金

<p>新しい生活様式に対応し、前向きに頑張りたい</p>	<p>NEW 香川県 前向きに頑張る事業者を応援する 総合補助金</p>	<p>「社会経済活動の回復・活性化」「感染症に強い香川づくり」に取り組む事業者を支援します。</p> <p>【タイプA】 県内に本社のある中堅企業、中小企業 県内に主たる事務所のある医療法人、農業法人、NPO法人等の法人 県内に住所のある個人事業者</p> <p>【タイプB】【タイプC】 県内に本社のある中小企業 県内に住所のある個人事業者</p> <p>※事業費25万円以上の事業。 ※タイプCは生産設備の導入経費に限る。</p> <p>対象事業の例 新商品やサービスの開発・生産・提供、業種の多角化、他業種参入、電子商取引の導入、デリバリーサービスの導入、テレワークの導入、新しい生活様式による商品・サービス提供方法の導入など</p> <p>※申請は8月13日まで</p>	<p>県事業者応援総合補助金 コールセンター ☎ 087-832-3885 (平日9:00~17:00)</p>
<p>販路拡大や生産性向上に取り組みたい</p>	<p>小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)</p>	<p>小規模事業者 補助率 2/3 または 3/4 上限 100万円</p> <p>事業再開枠50万円 クラスター対策50万円 とあわせて 最大200万円まで補助</p> <p>小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取り組みを支援します。</p>	<p>各商工会、商工会議所</p>

融 資

<p>資金繰りのため融資を受けたい</p>	<p>香川県中小企業振興融資 香川県 新型コロナウイルス 感染症対応資金</p>	<p>融 資 枠 4,000万円 拡大</p> <p>3年間 全期間 無利子 保証料ゼロ</p>	<p>売上高等が一定以上減少した中小企業・小規模事業者を対象に融資を行っています。</p>	<p>融資の申込・相談は 県内の各金融機関まで</p>
<p>香川県中小企業振興融資 危機関連融資</p>	<p>融 資 枠 2.8億円</p> <p>借入8,000万円までの 保証料は県が全額負担</p>	<p>業況が悪化した事業者を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。</p>	<p>制度の問合せ 県中小企業対策相談窓口 ☎ 087-832-3347 (平日9:00~17:00)</p>	
<p>日本政策金融公庫の 融資</p>	<p>業況が悪化した事業者を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。</p>	<p>日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎ 0120-154-505 (平日9:00~17:00)</p>		

地方税の猶予

<p>納税が今は厳しい</p>	<p>納税の猶予</p>	<p>地方税を一度に納付できない事情のある方については、「徴収の猶予」や「換価の猶予」が適用される場合があります。</p>	<p>県税 県税事務所 滞納整理課・特別整理対策課 ☎ 087-806-0322・0319 (平日8:30~17:15)</p> <p>市町税 各市町</p>
-----------------	--------------	---	---

地方税の軽減

<p>納税が難しい</p>	<p>固定資産税・都市計画税の軽減</p>	<p>令和2年2月~10月までの任意の連続する3か月間の売上高が前年同期間と比べて30%以上減少している中小企業・小規模事業者は、事業用家屋及び償却資産について、令和3年度分の固定資産税・都市計画税が次の割合で軽減されます。</p> <table border="1" data-bbox="731 2131 1503 2220"> <tr> <td>30%以上50%未満減少している事業者</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>50%以上減少している事業者</td> <td>全額</td> </tr> </table>	30%以上50%未満減少している事業者	1/2	50%以上減少している事業者	全額	<p>各市町</p>
30%以上50%未満減少している事業者	1/2						
50%以上減少している事業者	全額						
<p>設備投資をしたい</p>	<p>特例措置の拡充</p>	<p>生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置(3年間の軽減)の対象に、一定の基準を満たす事業用家屋・構築物が追加されています。</p>	<p>各市町</p>				

香川県ホームページでも情報を掲載しています。 <https://www.pref.kagawa.lg.jp/>
お住まいの県内市町においても新型コロナウイルス感染症対策を講じています。
それぞれの市町の対策については、お住まいの各市町にお問合せください。

